

平成 26 年度 第 5 回 松山市子ども・子育て会議

教育・保育部会 会議録

1. 日時

平成 27 年 2 月 2 日（月）13:30～14:30

2. 場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6 階 防災大会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（9 名）

上岡周介、亀崎美沙子、後藤陽三、敷村一元、二宮一朗、三浦和尚、村上出、森公夫、吉田可奈子
（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

保育・幼稚園課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、学校教育課、教育支援センター事務所

4. 傍聴の可否

可（傍聴者 1 名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 報告事項

①意向調査結果について

②松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会について

③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の設定方針について

(3) 議事

①本日の審議事項について

②「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について

③「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について

・保育利用率について

・幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期について

・既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数について

④認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整について

⑤保育の必要性の下限時間の設定について

(4) その他

①連絡事項等

(5) 閉会

6. 配布資料

- ・ 部会次第
- ・ 配席図
- ・ 参考資料 1 既存の幼稚園及び保育所等への意向調査結果について
- ・ 参考資料 2 松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会について
- ・ 参考資料 3 子ども・子育て支援新制度での利用者負担額の設定方針について
- ・ 資料 1 本日の審議事項について
- ・ 資料 2 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について
- ・ 資料 3 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について
- ・ 資料 4 保育利用率について
- ・ 資料 5 幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期について
- ・ 資料 6 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数について
- ・ 資料 7 認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整について
- ・ 資料 8 保育の必要性の下限時間の設定について

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度 第 5 回 松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、8 名のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

なお、相原委員から欠席のご連絡を、二宮委員から遅れて出席のご連絡をいただいております。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、三浦部会長に進行をお願いいたします。

三浦部会長、よろしくお願いいたします。

・三浦部会長

前回の会議から時間が経過しましたが、前回の会議にて事業計画として、概ねの案ということで、取りまとめられておまして、政局では、消費税の増税は先送りになったようですが、この子ども・子育ての施策は平成 27 年 4 月から予定通り進めることができるようになっているようです。そのため、この会議では、いよいよ最終的な確定をしていかなければならないということで、この部会を先行して開催し、その後、全体会を開いて最終的な確認をするようになります。その前提となる、つまり全体会に報告する内容を教育・保育部会で事前に確定するということですので、ご理解いただいて審議を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

2. 報告事項

・三浦部会長

まず、審議事項ではありませんが、報告事項として 3 点ご準備いただいているようです。これについて、3 点続けてご説明いただけますでしょうか。

・事務局

～事務局から、参考資料 1～3 に基づいて、

「①意向調査結果について」、

「②松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会について」、

「③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の設定方針について」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

参考資料 1 は、既存の幼稚園及び保育所等の今後の対応に向けての意向調査ということで、現在、各施設ではこのような意向であるという報告でした。

参考資料 2 は、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会について、審査内容、審査委員等のご報告がございました。

参考資料 3 は、利用者負担額。これはいろいろな意味で重要なところかと思いますが、利用者負担額について、国の予算が先示されたところではありますが、具体的な金額の確定に向けて作業がなされているということです。基本的には国の水準よりは少し低い金額が松山市では想定されて検討中であるということだろうと思います。

繰り返しますが、ここで内容を審議するということではないのですが、全体のいろいろなことを考

えていく上で、確認しておきたいことなどございましたら、ご発言いただけたらと思いますが。いかがでしょうか。

(部会委員 意見なし)

3. 議事

①本日の審議事項について

・三浦部会長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。では、議事(1)本日の審議事項についてです。事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料1に基づいて「本日の審議事項」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。この資料は、議事そのものというより、本日審議していただく内容について確認していただいた、ということでしょうか、続いて、審議そのものに入ってよろしいですね。

大きくは、部会次第にもあるとおり、①平成27年度の利用定員の設定、②事業計画での本部会関係部分の修正案、③認定こども園等の2号・3号の利用調整、④保育の必要性の下限時間の設定、以上4点のようです。

②「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について

・三浦部会長

では、資料2の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について、ということで事務局からご説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料2に基づいて「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。基本的に実際の利用人数、今後の見込みも踏まえて設定されていますが、みなし確認を受ける部分については、今後の届け出などのことも考慮せざるを得ないということです。

それからこの定員を基に、県と協議を行って決めていくということですが、現実には県との協議で数字が動く可能性はほとんどないと理解してよろしいですね。

細かな数字の部分までは難しいですが、「このような決め方でこの表が作られている」ということ、「基本的には各施設からの申請どおりで、市が手を加えない形で整えることができた」ということ、それから「27年度の利用定員」ということで、以降は、年度ごとに変更が生じていくということです。あらすじをまとめると、このようになると思いますが、何かご意見・ご質問がございましたらお願いします。

(部会委員 意見なし)

(部会委員 了承)

・三浦部会長

ありがとうございます。

審議事項の(2)は事務局案のとおり、承認いただいたということにします。

③「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・三浦部会長

では、資料 3 の「幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策」から資料 6 の「既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数」の「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」部分についてです。

先ほどの利用定員も含めて、31 年度までの“量の見込み”と“確保方策”ということですが、それに伴って、“保育利用率”等々、決定していかなければならないということです。その部分について、概ねの案で出ていたところを修正する部分があるということです。そこを中心にご説明いただきます。事務局からご説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 3 から資料 6 に基づいて、「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

資料 3 については、平成 27 年度以降も、それぞれ 11 月の意向調査に基づいて、各施設の意向を反映した数で計算していくと、このようになるということです。それぞれの施設等の意向を踏まえて変更せざるを得ないところを数値として起こしていただいたというように受け止めておりますが、資料 3 から 6 まで、何かご意見・ご質問があればお願いします。

(部会委員 意見なし)

(部会委員 了承)

・三浦部会長

ありがとうございます。

事務的な作業の結果を確認するということですので、やむを得ない流れなのかなと思いますが、審議事項の(3)は事務局の案のとおり、承認いただいたということにします。

④「認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整」について

・三浦部会長

続いて、資料 7 です。「認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整」について、事務局からご説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 7 に基づいて、「認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

認定こども園等の 2 号・3 号の利用調整についてです。これまでの流れ中で、事業計画に直接記載する内容ではありません。

事務局の説明では、認定こども園などの利用調整方法は、2 つあり、松山市としては、調整方法の条件がクリアしていることから、今までと同様に、まずは認定こども園等の利用希望者の利用調整を優先的に行う案を示されました。

これも大事なことではありますが、現状と大きく変更ということではないですし、待機児童はほぼ解消されるという方向での動きです。

いかがでしょうか。ご意見・ご質問があればお願いします。

・二宮委員

待機児童の数え方が、全国・市町村によって違うというような報道を聞いたことがあります、そのあたりは、今後、一定になるのでしょうか。

また、資料3の確保方策を見ると、量の見込みに対して明らかに平成27年度は足りないというような状況で、実際はそうならないかもしれませんが、27年度に待機児童0を達成できなかった場合、「28年度から利用調整の方法を変更します」と断りで書いていますが、この数字だけ見ると、28年度からは変わる可能性がかなり高いのではないかと思います。そのあたりのことを、事業者にも分かりやすく伝えておく必要があるのではないのでしょうか。特に認定こども園は、変わると思われる方もいらっしゃると思いますので、そのあたりは十分説明しておいた方がよいという気がしました。

・三浦部会長

一点目は、待機児童の数え方が全国的に一定になるのか。二点目は、27年度から28年度にかけて、「28年度の利用調整の方法は変更となる可能性が高い」そのあたりについて、事業者への説明をしっかりと行ってほしいということですが、この二点について事務局お願いします。

・事務局

まず、待機児童の数え方については、国で決めたものに、多少は市町村での取り扱いが異なっているため、同じではないというご指摘もいただいているところです。新制度になってから、国の待機児童の定義も若干変わってくるということで、松山市としても27年度以降の数え方を、これからも見ていかなければならないと認識していますが、これまでの継続性というのもありますので、その点も踏まえながら検討していきたいと考えています。

続いて、28年度以降の利用調整の方法については、ご指摘の通り、待機児童が0にならない可能性もあります。認定こども園等の事業者の方とお話しした中でも、「27年度はパターン2で実施するが、28年度については、どうか分からない」ということは、はっきりお伝えしていますし、28年度以降の利用調整の方法も考えていかなければならない部分があるかもしれませんので、その点も含めて、事業者の方と十分にお話しをしながら、周知をしていただきたいと考えております。

・三浦部会長

ありがとうございました。

二宮委員さん、よろしいでしょうか。

・二宮委員

はい。

・三浦部会長

他にはいかがでしょうか。

(部会委員 他に意見なし)

(部会委員 了承)

・三浦部会長

それでは議事の4番目、「認定こども園等の2号・3号の利用調整」については、事務局案を承認いただいたということにします。

⑤「保育の必要性の下限時間の設定」について

・三浦部会長

それでは、議事の最後ですが、「保育の必要性の下限時間の設定」、これは保護者の方にとっては気になる数字になるのかもしれませんが。事務局からご説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 8 に基づいて、「保育の必要性の下限時間の設定」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

保育の下限時間というのは、保護者の就労時間との関係でいろいろ変わってくると思いますが、現行では愛媛県内の市町すべて 64 時間で設定されているようです。

松山市でも 64 時間という基準で設定して運用していきたい、ということですが、いかがでしょうか。

・上岡委員

公定価格も出てきていますし、やむを得ない部分はあると思います。

松山市が保育料もすべて補填して、短時間でも保育標準時間にするという対応をするなら別だと思えますが、現実難しいでしょう。

・三浦部会長

「やむを得ない」というご意見ですが、他にご意見ありますか。

(部会委員 他に意見なし)

(部会委員 了承)

・三浦部会長

それでは、「保育の必要性の下限時間」は 64 時間ということで、今後の作業を進めさせていただきたいと思います。

・三浦部会長

本日の議事はここまでですが、遡って何かこの機会にご発言がございましたらお受けいたします。

・上岡委員

事務局からの回答は不要です。この後の全体会はありませんが、今回で今年度の教育・保育部会は終わることになります。新制度になる前でも、市の内部では、このようにやっていたと思いますが、これからは、子ども・子育て関連 3 法に基づいて、事業計画として枠を設定し、量を見込んで確保していくということだと思います。今後、新たに保育を確保するにあたって、参入が行われると思いますが、そこで申し上げておきたいことがあります。

これから、いろいろな施設の認可等も市で行うと思いますが、これまで社会福祉法人でも学校法人でも同じと思いますが、子どもたちに一番大事なことは、施設の経営が安定しているということ、ひとつの大きな柱に何十年も我々は行ってきました。

それからもう一つは、保育・教育の質を高めていくということを行って来ました。それによって、現在の形が出来上がっています。

そのため、これから事業計画に基づいて確保していくということになれば、保育の供給のあり方というものを、経営が共倒れにならないように慎重にやっていただきたい。このような点が、基本的な社会資本の施設には重要であると感じます。その点、慎重によろしくお願ひしたい。

あと、質の問題としては、既存の施設はどんどん努力をしています。新しく参入されるところにつ

いても、基本的な部分とは思いますが、特に小規模保育等については、保育所と比べると規制緩和がある程度されているようですので、監査等でしっかりと保育や教育の質を担保するようにご指導いただきたいと思ひます。

これからの新しい27年度からの流れというものを、私たちが運用していきたいと思ひていますので、その点、行政と施設が相まって、10年後に「間違いのない判断だった」というようにしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

・三浦部会長

ありがとうございます。ただいまのご発言は、次の全体会の最後のまとめのところで、お話しただいてもよい内容のご発言だったかと思ひます。

・三浦部会長

経営という言葉がよいか分かりませんが、施設を運営されるということは、とても大事なことですし、当然ながら教育・保育の施設ですから、その質を確保するということが大切なことです。今回を機会に、質の充実という視点を、行政でも改めて確認していただき、各施設でも今後の運営に活かしていただきたいと思ひます。その他はいかがでしょう。

・敷村副部会長

少し関連しますが、今後、地域保育所などの認可外保育施設から小規模保育等へ移行していくと思ひますが、その移行する数も増えて、今後、小規模保育等の施設との連携の仕方や基準などについて、ある程度決められていくのでしょうか。横浜市などでは、小規模保育が増えて、先ほど上岡委員が言われたように、質の面では、必ずしも質が低いとは言えませんが、園長がとても若い人になっていたり、量の確保はできているが、質は保たれるのか。ということが出てくるかもしれません。

今後、松山市の方向性として、質も確保するうえで、認可等の審議の判断となるものは、市で置くとは聞いていますが、その点いかがでしょう。おそらく、これから幼稚園にしても、様々なところが小規模保育などを実施することを考えるときの一つの判断材料になるのではないかと思ひます。

・三浦部会長

ご意見ということで事務局のほうで受け止めてということでもよろしいでしょうか。他にないようでしたら、議事は終了して連絡事項に移りたいと思ひます。

(部会委員 他に意見なし)

4. その他 (連絡事項)

・三浦部会長

それでは連絡事項について、事務局からご説明お願ひします。

・事務局

～事務局から、連絡事項を説明～

5. 閉会

・三浦部会長

以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。

今、ご説明がありましたように、本年度は、部会としては最後、また、全体会としてもこの後が最後ということでございますが、引き続きともよろしくお願ひします。特に、教育・保育部会としてほんとうにお世話になりました。ありがとうございます。

では、事務局にお返しします。

・事務局

三浦部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成 26 年度第 5 回松山市子ども・子育て会議教育・保育部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、慎重な審議にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)